

生前退位 特措法で可能 政府答弁書

政府は7日の閣議で、天皇陛下が意向を示された「生前退位」を可能にする法整備について、皇室典範の改正によらず、特別措置法制定でも可能とする答弁書を決した。皇位継承を「皇室典範で定める」とし

た憲法2条の「皇室典範」には「現行の皇室典範のみならず、その特例や特別を定める別法も含み得る」と指摘した。

政府は生前退位を可能にするため特措法の制定を検討。横皇裕介内閣法制局長

官は9月30日の衆院予算委員会である法律の特例、特別を別の法律で規定する」とは法制上可能だ。皇室典範の特別法も含み得る」と

述べ、同様の解釈を示していた。また答弁書は政府が設置した有識者会議について「『退位』の問題も含め、予断を持つことなく議論を進めていた」とした。民進党の奥野総一郎衆院議員の質問主意書に答えた。